

重複・多剤対策事業について（県国保保健事業）

- 重複・多剤服薬対象者の方に服薬情報をお知らせし、『かかりつけ薬剤師・薬局制度』などを利用して薬局・医療機関に相談することを促すため、「重複・多剤対策事業」実施している。
（令和2年度に県が実施。効果分析は令和3年度実施予定）
- 併せて、この事業の趣旨等を広く周知するため、令和3年2月28日（日）の日本海新聞に広告を掲載。（紙面は別添のとおり。）

1 服薬情報通知

- ・通知年月日： 令和3年2月26日（金）
 ・通知者数： 829人
 （65歳以上の国保被保険者数： 58,156人（通知者数の割合：1.4%））

通知対象者の条件	<p>長期処方（処方日数14日以上）で、2医療機関以上から合わせて6剤以上処方された65歳以上の国保被保険者で、次の方を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん、精神疾患を推測する医薬品：（該当者） 2,575人 （内訳：がん：1,363人、精神疾患：1,212人） ・重複服薬、相互作用、慎重投与がない処方：（該当者） 390人 ・抽出日現在で国保被保険者資格を有しない方：（該当者） 217人
通知対象者の処方状況	<ul style="list-style-type: none"> ・剤数： 6剤～8剤 557人、9剤～11剤 220人、 12剤～14剤 52人 ・重複服薬対象者： 99人 ・相互作用（禁忌）対象者 5人 ・慎重投与対象者 710人

2 参考（第2期国民健康保険運営方針案37頁（抜粋））

ア 現状

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「後期広域連合」という。）では、令和元年度から医薬品の適正使用を促すため、重複・多剤服用者（対象者：後期高齢者医療被保険者）の状況分析を行い、当該対象者に対し服薬情報をお知らせし、かかりつけ薬剤師・薬局制度などを利用して薬局・医療機関に相談する事業を実施しており、その成果は以下のとおりでした。

《後期広域連合の実施状況（令和元年度）》

通知者数 （累計）	効果測定 対象者数	削減 効果額 円	改善人数				
			区分	種類数 削減	重複服薬	相互作用 （禁忌）	慎重投与
3,514人	3,237人	532,640 円	改善数	742人	320人	34人	260人
			母数	3,237人	593人	44人	2,642人
			改善割合	22.9%	54.0%	77.3%	9.8%

被保険者数：92,804人（通知者数の割合：3.8%） レセプト件数 192,238件

（抽出条件） 年齢：75歳以上 医薬品種類数：6種類以上 長期処方日数：14日以上

医療機関数：2以上

（対象期間） 通知対象者抽出：平成31年2月～令和元年5月診療分（4カ月分）

効果確認：令和元年9月～令和元年12月診療分（4カ月分）

（効果測定対象者数） 効果確認月の最終月にレセプトがあった者